

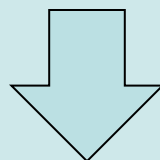
950MHz帯RFID機器の保守に関して

(構内無線局・簡易無線局及び特定小電力無線局)

平成26年1月31日
(一社)日本自動認識システム協会

メーカー在庫品又はユーザー様所有予備品等の保守部品が無くなった時点で、**950MHz帯RFID機器**の保守対応*¹が困難になります。

*1: 保守対応はメーカー毎に異なりますので、詳しくはお買いいただいた販売店、又はメーカーにお問合せ下さい。



保守対応が困難になる前に、**920MHz帯RFID機器**への交換(周波数移行*²)を、ご検討願います。

*2: 周波数移行に関する費用は、ソフトバンクモバイル社が負担します。

950MHz帯RFID機器の現状



- **技術基準適合認定・設計認証(以下:技適等)の取得**
 - 平成24年7月24日をもって、**新規取得は不可。**
- **機器の製造及び運用**
 - 平成24年7月24日以前に取得した技適等による機器製造は、同年12月31日まで可能、**平成25年1月1日より、新規製造は不可。**
 - 平成30年3月31日まで機器の使用は可能、但し、同年4月1日からは**使用禁止**(電波法違反)となる。
- **平成30年3月31日までの保守対応**
 - 万一故障等が起きた場合、平成24年12月31日以前に製造した機器(メーカー在庫又はユーザ様所有予備品等)による**交換保守*1のみが可能。**
 - 分解修理後のRFID機器に対する、技術基準適合証明の再取得が不可のため、**分解修理対応は不可。**

*1:交換保守を行った場合は、機器変更の手続きが必要です。(但し、特定小電力無線局は除く)
機器の故障等が起きた場合には、お買上いただいた販売店又はメーカーにご相談ください。

950MHz帯RFIDに関する経過措置について (総務省資料の抜粋)

- 950MHz帯RFIDが920MHz帯(915～928MHz)へ移行するにあたり、920MHz帯機器が市場に導入され代替措置が整うまでは、950MHz帯RFIDの免許・登録を制限することは困難。よって、本格的に920MHz帯RFIDが導入される予定であるH24年12月31日までに申請受け付けされたものは、免許及び登録を認めることとする。
- 技術基準適合証明及び工事設計認証は、平成24年7月24日までに求めがあったものに対しては認めることとし、新たな機器を無計画に増設させない観点から平成25年1月1日以降製造されたものは技術基準適合認定及び設計認証の効力を要しないものとする。

施行日

平成24年7月25日

平成24年12月31日

平成30年3月31日

950MHz帯構内無線局
(免許・登録)

950MHz帯構内無線局の免許・登録可能

免許局:設備変更、常置場所変更等可能(新規免許不可)

950MHz帯簡易無線局
(登録)

950MHz帯簡易無線局の登録可能

開設届け、常置場所変更等可能(新規登録不可)

技術基準適合証明・設計認証

既に証明・認証を受けた設備はその効力を有する

950MHz帯構内、特小の適合証明・設計認証可能

証明・認証について、H24.7.25以降は新技適・認証は不可

950MHz帯適合証明、認証設備の製造可能

H25.1.1以降製造された設備は技適・認証の効力を有さない